

職場環境改善事業補助金

問い合わせ先 商工振興課 (☎027-321-1256)

職場の環境改善を支援する「職場環境改善事業補助金」を、来年度も実施する予定です（議会承認後）。
補助の内容や要件など詳しくは、市ホームページ（右記）で確認できます。



対象

市内に住民登録のある事業者か、本市に法人開設届を提出している法人。これまでに補助を受けたことのある事業者も、3回目まで利用できます。



大型空調機器を入れ替え、工場内が快適に

補助額

次の①②それぞれにかかった費用の合計の2分の1、上限500万円。

- ①エアコンや大型換気装置、冷風扇、暖房機などの購入と設置
- ②屋根や壁への遮断熱塗料の塗装

いずれも、市内の工場や事務所に対して行うものが対象です。工事の発注先や備品の購入先は、市内の業者に限ります。

現在の職場環境や企業規模などの審査があります

申請受け付け後、現在の職場環境、企業規模、補助を受けた回数などで審査し、補助金の交付の可否を決定します。必要に応じて、現地調査なども行います。

まちなか商店リニューアル助成

問い合わせ先 助成の内容…商工振興課 (☎027-321-1256)
飲食店の特別枠…生活衛生課 (☎027-381-6116)

店舗の改装や備品の購入に最大100万円を助成する「まちなか商店リニューアル助成」を、来年度も実施する予定です（議会承認後）。
助成の内容や要件など詳しくは、市ホームページ（右記）で確認できます。



対象

市内に住民登録のある人か、本市に法人開設届を提出している法人。対象となる業種は、小売業、宿泊業、飲食サービス業、理美容業などです。助成は店舗ごとで、これまでに助成を受けたことのある店舗も、3回目まで利用できます。



壁や天井を張り替えて明るい店内に

助成額

1回の申請につき、工事や備品購入にかかった費用の2分の1、上限100万円。工事の発注先や備品の購入先は、市内の業者に限ります。

衛生面向上のための飲食店の特別枠を継続します

高崎食品衛生協会の食品衛生責任者講習会などを令和2年4月以降に受講した人がいる飲食店が対象です。対象となる工事は、衛生向上を目的に行う、厨房や客用トイレの改修、給排水・衛生設備の入れ替えなどです。詳しくは、食品衛生責任者講習会については食品衛生協会（☎027-328-5481）に、特別枠については生活衛生課に問い合わせてください。

助成回数や事業内容などの審査があります

申請受け付け後、助成を受けた回数、事業内容などで審査し、助成の可否を決定します。必要に応じて、現地調査なども行います。

申請は4月3日(月)～14日(金)に、インターネットや郵送で受け付けます

いずれも、申請書に必要な書類を添えて、右記のいずれかの方法で申請してください。審査を行い、交付の可否を決定します。必ず交付決定を受けてから、着工・購入してください。

▶▶ インターネット

市ホームページから申請してください

▶▶ 郵送

〒370-8501高崎市役所 商工振興課へ

▶▶ 窓口

直接、申請書の配布場所へ

申請書の配布場所

申請書は、下記で配布します。市ホームページからダウンロードもできます。

- 市役所 13 階商工振興課
- 倉渕支所地域振興課
- 箕郷支所産業課
- 群馬支所産業課
- 新町支所地域振興課
- 榛名支所産業観光課
- 吉井支所産業課